

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び 理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、都 道府県所 管の区分	応札・応 募者数	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人愛護会 岩手県奥州市水沢羽田町字水無 沢491番地	1400605000155	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	21,798,153	21,798,153	100.0%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人若竹会 岩手県宮古市和見町8番33号	4400005004142	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	15,387,001	15,386,738	99.9%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人千晶会 岩手県盛岡市上太田穴口53番地	8400005000427	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	31,578,611	31,578,611	100.0%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人修倫会 岩手県久慈市長内町18地割14番 地3	6400005004867	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	22,008,923	22,008,741	99.9%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人岩手県社会福祉事 業団 岩手県盛岡市高松三丁目7番33号	5400005000413	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	30,882,896	30,882,831	99.9%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人カンオヘア陣連 岩手県二戸市石切所字川原46番 地1	7400005007662	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	20,968,558	20,968,557	99.9%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人大洋会 岩手県大船渡市立根町字下欠125 番地15	9402705000093	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,826,869	19,755,054	99.6%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	社会福祉法人翔友 岩手県釜石市鶴住居町第25地割 13番地43	6400005004520	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	20,240,979	20,212,018	99.9%	0	-	-	-	
ハローワーク盛岡菜園庁舎事務室 清掃業務	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	東京美装興業株式会社東北支店 盛岡営業所 岩手県盛岡市菜園1-12-18盛岡菜 園センタービル	6011101015153	契約相手方が指定する清掃業者との契約が入居条件となっているため。 会計法第29条の3第4項	3,719,823	3,541,164	95.2%	0	-	-	-	
令和6年度における岩手労働局、各 労働基準監督署及び各公共職業安 定所で購読する新聞「岩手日報」の 購読	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	株式会社岩手日報社 岩手県盛岡市内丸3番7号	9400001000207	新聞購読料は全国一律であることから、最寄り新聞店との契約が適切である。したがって、契約の性質から競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	1,200,000	1,200,000	100.0%	0	-	-	-	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
岩手労働局職業対策課助成金センター事務室貸借及び倉庫・電子申請センター事務室貸借	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	株式会社盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	3400001001607	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	22,185,042	21,387,048	96.4%	0	-	-	-	
金石労働基準監督署事務室貸借	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	東日本電信電話株式会社宮城事業部 宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号	1370001007295	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	6,778,609	6,600,000	97.4%	0	-	-	-	
ハローワーク盛岡菜園庁舎事務室貸借	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	株式会社 ミツウロコ 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	5010001139963	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	40,463,359	34,052,580	84.2%	0	-	-	-	
盛岡公共職業安定所来客用駐車場貸借	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	有限会社東盛商事 岩手県盛岡市東新庄二丁目26番8号	4400002002248	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	7,367,976	6,969,600	94.6%	0	-	-	-	
一関公共職業安定所来客用駐車場貸借	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	個人 岩手県一関市	-	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	2,028,972	1,580,040	77.9%	0	-	-	-	
水沢公共職業安定所来客用駐車場貸借	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	個人 岩手県奥州市	-	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	1,631,836	1,496,292	91.7%	0	-	-	-	
奥州パーソナル・サポート・センター(県南総合就業支援拠点)貸借契約	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	奥州市 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地	6000020032158	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	1,756,630	897,580	51.1%	0	-	-	-	
各種システムソフトウェア使用許諾・ソフトウェア保守及びハード機器保守	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋四丁目273番3	5130001002985	システム使用許諾権、所有権及び著作権は、開発者であるコンピュータ・システム株式会社に帰属していることから、他社が保守を行うことが不可能なため。 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	1,650,000	1,650,000	100.0%	0	-	-	-	
岩手労働局職業対策課分室及び各公共職業安定所で使用する事務用什器貸借	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	有限会社カワハラ事務機 岩手県盛岡市北松園二丁目14番4号	8400002000883	前年度に引き続き事務用什器を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	1,555,950	543,958	35.0%	0	-	-	-	
令和6年度岩手労働局職業対策課助成金センター等清掃業務	支出負担行為担当官 佐野 将司 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和6年4月1日	岩手県ビル管理事業協同組合 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス13階	4400005000331	契約相手方が指定する清掃業者との契約が入居条件となっているため。 会計法第29条の3第4項	1,364,088	1,268,520	93.0%	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。